



毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

8-1997

日本の慣行や税制も変容へ ビッグバンで始まる新時代

八 牧 浩 行

(時事通信社経済二部長)



首相のパフォーマンス

ビッグバンは一九八六年にロンドンで断行され、その改革が日本の手本となっている。「ビッグバン」という言葉が日本で最初に出てきたのは昨年の十一月十一日、橋本首相が「ビッグバンを推進する」とぶち上げたのが始まりだ。橋本さんはパフォーマンスが好きで、ビッグバンを自分の口から最初に世の中に出したいと思ったそうだが、もちろん振り付け人はいる。大蔵省の内海孚元財務官(慶大教授)だ。橋本さん、内海さん、それから税制調査会会長の加藤寛さん、いわゆる慶応グループというのがあって、改革を語るとき慶応グループに触れないでは済まされない。首相は十一月時点で金融ビッグバンの他に財政構造改

革、経済構造改革、社会保障改革、行政改革、もう一つ教育改革まで入れて六つ挙げた。慶応グループの発案でもある。

日本版ビッグバンといっても、例えば持ち株会社制度の導入、証券総合口座、金融機関への罰則強化、改正日銀法、金融監督庁の設置、改正外為法などはこの数年間検討されていて、徐々に規制緩和の方向で実施するよう準備が進められている。これらは金融、証券、保険分野をグローバルスタンダードといわれる理想的な国際基準に合った制度に変えていこうというものだ。ただ、日本はムラ社会なので、全体の利益をうまく調和させながら物ごとを進める慣習があり、何ごとにも時間がかかる。ところが全部一緒に二〇〇一年まで

に断行しようということになった。これが一番目新しいことだろう。

ビッグバンの三本柱の一つがまず外為法改正だ。これによって日本から海外へ資金が自由に出入りする。今までは外為法によってバリアが築かれて、日本の居住者は海外に預金をしてはいけないことになってきたが、来年四月一日からは預金が出来ると。今まで外国との資金取引を認められていたのは外国為替公認銀行(外為銀行)に限定されていたが、これも一般企業や個人にも開放される。

海外への資金流出急増も

これで何が起こるか。金融資産の海外への流出が日本にとって大問題になるのではないかと。今は超低金利で、海外の方が金利が高い。海外の金融機関の方が資産を高く運用する技術を持っている。デリバティブとかいろんな手段を講じてコンピュータ売買をしているし、米国や英国にはヘッジファンドとかミューチュアルファンドとかいう運用のプロがたくさんいる。したがって自由に海外に預金して海外に投資が出来るようになった場合、日本の資金がドツと流れ出すのではないかと。

これを避けるにはどうしたらいいか。日本の銀行が力をつける、もしくは証券会社が海外の金融機関並みの技術を磨いて、運用利回りを得ることが出来るような強力な金融機関に脱皮する必要がある。そこで出てきたのが金融の業態間の垣根の撤廃だ。われわれは「四畳半行政」と言っている

が、金融という大きな家の中にいくつか部屋を作つてそこに銀行、証券、保険、それぞれの業態を押し込めてその中で商売をさせる。それぞれの部屋の中でもまた、ここに座れ、あなたはここからどこまで座つてはいけないとか、はしの上げ下げまでちよつかいを出す格好で、大蔵省は規制行政をやつてきた。

それが安定した金融システムの維持と、重化学工業中心のメーカーに国民から預かつたお金を大量に供給する役割を果たして、日本経済の高度成長を形作つた。システムそのものは有効に働いたが、国際化の到来と共に古くなつてきた。アメリカその他から外為法改正をやらなければいけない、日本のお金もつと自由に海外に出るようにしてほしいという圧力が掛かつてきた。

外為法改正によつてお金の行き来が自由になるなら、銀行、証券、保険、もう一歩進めてノンバンクまで含め、新規参入を許してやらせようと考へられているわけで、それが日本版ビッグバンの究極の姿になる。

間接税へのシフトが加速

問題点は非常にある。日本の慣行である株の持ち合い、日本の経営、終身雇用制、四畳半行政の狭い中にみんな押し込めて調和を取りながらやっていたやり方が出来なくなる。海外から大資本、大金融会社が自由に日本に進出してくるので、弱肉強食の時代が到来する。それに対して準備をする必要がある。

自由にお金が行き来することによつてまず税制

が変わることになるだろう。大蔵省・国税庁は、来年四月以降、海外に百万円以上送金するとき、それを扱つた金融機関は申告するようにと指導している。ところがそれが守られるかどうかは疑問だ。また守られたとしても九十九万円を十回に分けて送り込めば約一千万円海外預金が出来た。日本では預金利息に二〇%の税金が天引きされるが、海外にはそれが無い。利子課税をそういう形でやつている国は日本ぐらいだから、国の収入からその二割がまず落ちる。外為法改正によつて海外で証券取引をする可能性がある。日本では有価証券取引税が売買ごとに〇・二一%掛かる。

日本のような高率で掛けている国はないし、米国、英国には有価証券取引税がないから海外で証券取引をするようになる。証券取引が海外に逃げていく可能性がある。さらに相続税も激減する可能性がある。海外の銀行にあらかじめ財産の一部を毎年送れば、当局は捕そくできなくなる。

まず税に影響が出てくるが、税は国の基本なので、そつなると今の直接税中心の税制構造を大きく変えざるを得なくなる。日本はようやく消費税(間接税)が三%から五%に引き上げられた程度だが、諸外国、欧米は十数%、二〇%のところもある。消費税のような間接税は一番捕そくしやすい。いずれそつちのほうへシフトせざるを得ない。国民番号制も現実味を帯びてくるかもしれない。

本家英国は証券改革

英国が一九八六年に実施したのは証券会社のビッグバンだった。英国はもともと金融分野では世界に冠たる国際マネーセンター、シティを擁する先進国だったが、証券分野はニューヨークにはるか遅れを取つていた。三百年も続いた古い職種のギルド的規制があつたからだ。それを打破しようとサッチャー元首相がやつたわけだが、日本に比べると大変狭い証券分野に限つた改革だった。

ビッグバンでどういふことが起こつたか。マーチャントバンク(商業銀行)はほとんどが米、独自の銀行に吸収された。投資銀行も十ぐらいあつたが、今は一行しか残つていない。ところがロンドンの証券の売買高は八六年を基準にすると八七年に二倍に膨れ上がつて、最近では四倍ぐらいになり、隆盛を誇つている。

日本でもビッグバンを断行すると取引量は増えるが、ビッグバンのウインブルドン方式、つまりテニスのメッカ、ウインブルドンみたいになるという心配をしている人がいる。英国は場所を提供してそこを中心に世界一のプレーが行われているが、英国人のプレーヤーはほとんどいない。日本でも場所を提供するだけで終わるといふ懸念だ。英国の関係者に聞いたら、外国の人がきて活躍してくれるのは大歓迎だし、海外の資本でも英国人の銀行員、社員はむしろ増えている。雇用は確保されているし、何の苦痛も感じないと言つていた。ビッグバンはすべての仕組みを効率的にしよ

とする制度だから、効率化を進めれば進めるほど、うまくフォローしないと落ちこぼれるところが出てくる。

都銀は二極分化へ

そういう中で日本の金融機関がどうなるか考えてみた。日本には都市銀行に信託銀行、長信銀行を入れて大手銀行は二十行あるが、これは多すぎる。これがまず再編のターゲットになるだろう。

日債銀と拓銀は二十行の中でも不良債権が巨額に達していて、いつつぶれてもおかしくないといわれていた。結局、日債銀は本店や支店を売却、国際業務から撤退、アメリカのバンク・オブ・アメリカと提携して、何とか国際的な仕事を続けられる新機軸を打ち出した。

拓銀は北海道地域で一番の地銀、北海道銀行と合併することで再建させることになった。拓銀はもともと北海道で強力な地盤を持っていたが、都銀になって東京周辺にも展開、それが裏目に出た。また北海道へ帰して地域銀行に特化する戦略で生き延びようということだ。

都銀の中でも地域に帰ってその地域の金融機関になることで生き延びる銀行が何行か出てくると思う。大和銀行がそうしようとしている。例のニューヨーク不正取引事件に巻き込まれて米国から追い出されて一時は住友銀行に合併されそうなところまで行ったが、結局破算になった。大和は大阪に特化した地域に愛される銀行として生き延びようというリストラを進めていて、三学期の決算も

いいところまで行っている。東海銀行も名古屋地区を中心としたスーパー・リージョナル・バンクに回帰するとはつきり言っている。

今、都銀の中で生き残りそうなのはまず東京三菱銀行。これは合併がうまく行って三菱の行風とは外国為替専門銀行だったから、そのノウハウはある。三菱財閥グループのネットワークと全国に張り巡らせた支店網が合致している。合併はトツプしか知らない非常にシークレットなもので、拓銀と道銀のときもそうだったが、普通のレベルの人にはまったく知らされていない。東京三菱の時は高垣さん(東京銀行)と、若井さん(三菱銀行)の当時の頭取同士の間関係、友情関係が大きくものをいってうまく行った。

さくら銀行は大陽神戸・三井が一緒になったが、大陽神戸銀行の当時の松下頭取・現日銀総裁、三井銀行の末松頭取の二人も仲が好くてあうんの呼吸で話が進んで合併が一気に広がった。まだまだ合併しそうな銀行はある。第一勧銀はビッグバンが迫る中で事件を起こして大変だ。いずれ大蔵省から業務改善命令とか処罰が下るだろうし、取引停止や預金流出の中でビッグバンに直面する。

都銀十行のうち生き残るのは五行ぐらいだろう。さくら銀行は合併がいま一つ成功していない。こうした中で興銀がいい位置に付けている。興銀は債権市場で野村証券と張り合っていて、野村並みのノウハウやネットワークを持っている。証券

会社では、今は野村は事件を起こし、バッシングされて旗色が悪いが、若いパワーがどんどん育っているしノウハウも持っている。一部の業務については停止命令が出るから本年度は赤字だが、来年は良くなるだろう。

保険も大変なことになっている。日産生命が破たんして、その影響で、中堅生命保険会社は解約が続々と出ている。保険業界は二極化するだろう。日本生命、第一生命、明治生命などは独自で金融機関としてやって行けるが、中堅以下はほとんど強い分野を持たないとうまく行かなくなる。金融持ち株会社制度ができて、持ち株会社を中心に銀行、証券、保険すべて同じ傘下に入ることが可能になる。中堅以下の保険会社は例えば芙蓉グループとか、住友グループ、三菱グループといったところへソロソロ入る格好になるだろう。

弱者救済にも監視の目を

この間、日本版ビッグバンの全体のビジョンが出たが、その中で簡保と郵便貯金が聖域として残っている。選挙を意識した族議員の反対運動が奏功した結果だ。全体の整合性のとれた米国や英国並みのビッグバンの姿と比べるとちょっとアンバランスな格好になりつつあるところが懸念材料だ。われわれジャーナリズムとしてはしっかり監視をし、雇用問題とか弱者救済問題などにも目を向けて行きたい。

(本稿は六月二十七日、同盟クラブでの講演会から一部を要約、文責編集者)

署名で社会的責任明確に 予想報道の現状を考える

田所 泉

(中央大学講師)

メディアに不可欠の予報

先ごろ、最高裁大法廷が愛媛県による靖国神社への玉ぐし料公金支出について違憲判決をしたが、それに先立って、違憲判断の見通しを報道した通信、新聞各一社に対し、最高裁事務局が抗議した。報道は判決の方向を正確に伝えていたから、当然、取り消されはしなかった。

すでに合議が終了し判決文が作られたところある民事事件について、予測報道することは、べつだん異様でも不当でもないだろう。判決そのものの二ユー・ス・価値が下がるわけではなく、事案について読者の関心が高まり、判決内容そのものをいっそう念入りに読む人がふえるだけのことで、読者にとってはむしろ有益だ。事務局にしてみれば、合議経過がザザ漏れでは裁判の威信が低下し、はたまた下級審への示しがつかないと思っただのかもしれないが、それは裁判所内部の問題ではありえてもメディアの責任に属することからではない。はるか昔、裁判批判を「雑音」と呼んで敵意をあらわにした最高裁長官もいたこともあり、マスメ

ディアのすることがたいがい気に入らないという習性もあるのだろうが、裁判所がマスメディアの仕事についておおむね不勉強であることが、行き違いのもとであるらしい。

決着のついていない刑事事件についてさえ、メディアには批判の自由がある。誤審は正されねばならず、えん罪の人は復権されねばならない。しかし一方、犯罪報道については、メディア側がとくに事件の初期の段階で慎重を欠き、先走りして、「社会的制裁」の暴威を弱者にふるって、裁判の誤りを助長する例が少なくなかったことも、また事実だ。心ない報道による人権、プライバシー、社会生活への侵害の例は、残念ながら枚挙にいとまがない。反省しつつもまた事案が別になると繰り返されるこのパターンは、現代大衆社会の中のメディアの構造的病気とも言えるもので、メディアの自己責任で克服せねばならず、いくつか処方せんも書かれているのだが、病根はどうやらかなり深い。

予想、予告、予知——広い意味での「予報」は、メディアの存在にとってほとんど不可欠で、予報のないメディアとは、羽をもがれたチヨウチ

ヨのようなものだ。だれも見てくれず構ってもくれない。

先のことを知りたい、ずつと先がむずかしければ、せめて明日はどうなるか知りたい——それはヒトという社会的動物の本性かもしれない。メディアに働く人びとも、読者・視聴者のこのような欲求にこたえて、精いっぱい努力をする。きのうのこと、けさのことを報道するのも、結局は「明日はどうなるか」の見通し、今後の成り行きを示すためのものだ。あさってのことは、「あさっての方角」という言葉もあるように、ほとんどわからないのだが、当節のように、「わからなくなってきました」などとは言わず、「成り行きが注目されます」と言ってしまう。頼りないようだが、そのうちきつとわかるのだ。

予報抜きでメディアが成り立たないとすれば、予報に伴う責任、どのような予報が許されて、どのようなものが許されないのか。メディアは必要な予報を十分にしているかどうか。この稿では、気付いたことをいくつか書きとめておきたい。

娯楽としての予報

間違っても許される予報も存在する。困ったことに天気予報はその一つだ。

あすの天気、ないし一週間ぐらい先までの日々の天気は、人びとが行動の予定をたてる上で、知りたい情報だ。長期予報、とりわけ今年の稲作状

況には多くの人びとの生活がかかわり、世界のどこかで異常気象が見られる場合、その影響の予測は、産業ないし企業に關係する人びとにとって重要になりうる。

これが、なかなか当たらない。気象衛星が上がり、精度が良くなったというが、当たる確率はそれほど大きく向上していないようだ。衛星では雲の動きは見えても、空気や風は、なかなか見えにくい。メディアは以前、気象庁の発表をそのまま取り次ぎ、責任を気象庁に押しやることで誤報の非難を免れてきた。各種警報の発令とその解除も、当局の責任に属することであり、メディアは忠実に発表を伝えていることで済んだ。近年、「気象予報士」という新しい国家資格ができて、メディアで活躍する機会も多いが、これらの人びとは、気象の動きを予知する能力を持つのではなく、気象について相当程度の知識を持つと認定されているにすぎないから、気象庁以上に有能なわけではない。視聴者、読者もそのことを承知しているから、予報士の失敗は笑って見すごされる。

”お天気情報、はほとんどエンターテインメントの観がある。

日本に住む人の大多数にとって一番切実な予報は、大地震の予知だ。が、長年にわたる努力の結果、つい先ごろ、「地震予知は当面困難」であることだけを「予知」して、この研究はとん挫してしまった。

競馬などジャンプの予想、各種のスポーツイ

ベントの勝者の予測も、どのメディアにも共通する予報だ。これも、往々にしてはずれる。予想するのは、専門家、記者、しろうとのタレントなどいろいろだが、これも、予想自体が娯楽の一部となっている。予想に失敗した人が丸坊主になったり、銀座を逆立ちして歩いたりといった余興も、たまに付くことがある。

このあたりまでは、予想はあくまで予想で、はずれることも大あり、という暗黙の了解が、送り手と受け手に共通しているから、失敗も一種のパフォーマンスとして認められる。だが、そこを逸脱して、本来は娯楽でしかない予想を、メディアが「予言」と格付けして押し出すと、ややこしい問題が派生する。「超能力」もその同類だ。予言者や超能力者はいかにもそれらしく見えたほうが迫力があり、タネ明かしをすれば実もフタもなくなるのだが、まともに信じこむ人が増えると有害な影響が出る。にせ予言者の一人にすぎなかったアドルフ・ヒトラーが再生する可能性だって、この先皆無とは言いきれない。

予報が現実を作る？

かつてバブル崩壊の前兆が見えはじめたころ、「景気が悪い、悪くなるなどと書く」と余計に不景気になってしまつから、なんとか少し元気が出る話をしたいものだ」と、メディアの中核にいる人びとがなけば真剣に語り合っていた。人間が作っ

ている社会なのだから、前向きな話で元氣をつけ、ホントに前向きにできるのではあるまいか、というのだ。

事柄によっては、そういう面がないでもない。銀行がつぶれた」という蔵相の国会答弁が、誤聞だったのに、ホントに銀行をつぶしてしまつた例も昔あった(昭和金融恐慌の発端)。取り付け騒ぎになれば、たいいていの金融機関は破たんする。

誘拐事件の報道協定、つまり、営利誘拐事件について、人質の安全を第一義に考え、事件解決まで原則として報道を控える方法は、日本の報道機関の良識とみてよいだろう。予測はおろか事実さえ報道しないことが事態の解決を早めるという判断は、これまでのところ、おおむね妥当と証明されたようだ。ただ、よほどしっかり気を付けていないと、捜査側が報道の停止、禁止、さらには取材の制限を当然のことのように考えてしまいかねない。警察に限らずどの役所も、自分の好まないことを報道されたくないという気風が(戦前もそうだった)ある。役所はそんなものじゃないんだ、公僕〓全体への奉仕者はそれだけの責任があるんだ、ということをやわらしたちは絶えず強調する必要がある。

世の中のあらゆるものが、自由な取材と自由な報道の対象となりうる。とりわけ、強大なもの、権力を持つものは、みずからを開くことで公正な存在となりうる。これが原則であり、たまたま報

道機関同士が合意して報道をひかえるような事象は、例外中の例外にすぎない。協定や協定もどきは、事実を隠すことを意味するわけで、できるだけ早期に事実を明らかにして、事実の意味が社会的に回復されなければならない。

予想報道の功罪が微妙に入り組んでいるものに選挙報道がある。一定の要件を備えた新聞、雑誌、放送は、選挙について、原則として自由に報道、議論、番組編成ができる。さまざまな党派の政策、その建前と実際を論評することは、当然、報道の自由に属する。

ただここで気になるのは、候補者の当落の予想だ。ことに、小選挙区制のもとで、当落を予想し、事前に報道することが、法律上はともかく、メディアの倫理として適切かどうかだ。

予想報道のアナウンス効果が、投票結果にどう影響するかは、諸説あつて、一致した結論をみえない。有権者を啓発して死票を少なくするという擁護論もあるが、小選挙区比例代表併立制という現制度では、死票はいやでも増える。

選挙結果を予想しない選挙報道は無味乾燥、関心を集める読みものにならない、という意見、大がかりな世論調査をして有権者の動向をよく知っているわが社が、それを報道することによって、調査結果と予測の正しさを証明する絶好の機会ではないか、という主張、どれも一理あるようであるながら、傾向としてこのところ有権者の足は投票所から遠のきがちで、どこまで「啓発」できた

か、実証はしにくい。

それに、当落予想は、もしかすると、選挙のインターテインメント化につながるのではないかと、という感じもする。昭和二十年代の笠信太郎・朝日新聞論説主幹は、早くも「選挙は当て物や何かではない」と、こつした傾向のはしりを批判していた。当落予想への対応は人によりまちまちだろうが、「当てもの」への関心をあおめることは、選挙＝国民の審判という本来の投票行動とは、少々違うのではないかと。

予報の落とし穴

スクープはジャーナリストの栄光だ。事実の発掘がスクープとなる場合もあれば、近い将来に起こることを、いち早く報道することもある。もちろんその報道は事実でなければならない。

日ごろ緊密に接触している、重要な誠実なニュース源の人物が、ジャーナリストにある事実をそつと伝える。それが「リーク」だ。ジャーナリストは一方で注意深くその裏付けとなる情報を他のニュース源にも当たって確かめ、また他社は気付いていないことも押さえて、タイミングをはかり、ニュースにする。天国と地獄が、そこから分かれる。

誠実な人物が、いついかなる場合も誠実とは限らない。ジャーナリストを利用して観測気球をあげ、形勢不利なら、さっさと引つ込むこともあ

る。これが、地獄行きのシナリオだ。当のジャーナリストだけでなく、メディアも傷つく。

それでも、危険と隣り合わせの予報は、メディアがメディアであるための必要条件だ。できれば地獄に落ちずに、先見性確かなスクープで社会を揺り動かしたい。

そこで思い出すのは、最近いろいろと論議されている「署名記事」だ。五月三十一、六月一日の両日、仙台市で開かれた日本マスコミ学会で、「ジャーナリズムの新しい」文体（スタイル）を考える」と題するワークショップが開かれ、「ニュース報道の言語論」の著者である玉木明氏が「署名記事の現状と話題」を報告、記者の署名記事を大幅に取り入れている毎日新聞の中島健一郎編集局次長（東京）が、毎日新聞の現状をもとにコメントした。活発な賛否の議論があつたが、その中でわたしが気付いたのは、予想記事をめぐりいくつかの問題が、予想に属する部分に記者の署名を付けることで、解けるのではないかと、いう点だった。

ジャーナリストの署名＝主体性の回復は、ジャーナリストの責任とともにそれを許容ないし支持するメディアの社会的責任を明確にすることにつながるものと思われる。通信社の場合はどうかなど、掘り下げて議論しなければならぬことも少なくないが、不透明な時代にジャーナリズムの責任と活性化をもたらす手がかりの一つではあるう。

記者も営業マインドを持て

米で調査報道は氷河期

AP通信の加盟社編集局長協会（APME）はこのほど、「編集局営業理解委員会」（委員長はシンシナティ・インクワイアラー紙のジャネット・リーチ編集局長）を設置した。同委は各加盟社での記者研修の実情を調べ、年内に報告書をまとめることになっている。

記者は記事さえ書いていればよく、社の経営については、営業、販売、広告担当者に任せておけばよいという風潮が伝統的だったが、それだけではすまない厳しい経営環境になっているというのが経営者の判断。毎日、新聞をよむ世帯が年々減っている状況の中で、長期的には記者も営業マインドを持つてということである。リーチ委員長によると、大手新聞チエーン、ナイト・リッダーの旗艦紙マイアミ・ヘラルドがこの運動に一番熱心だが、他の地方紙も記者の研修を相次いで行っている。同委員長は「記者はだれも一番大きい広告主がだれであるか知っている。しかし記者は新聞を読んでいる顧客、広告主、地域社会についてもっと関心を持たなければならない」と語っている。

米国では日刊紙が千五百以上もあるが、大部分は発行部数が五万以下の地方紙である。それだけ

海外情報

に地域社会と密着した新聞であることが特徴だ。広告主もスパーやデパートといった小売業者が多い。だから大広告主であるデパートのエレベーターが故障して、お客が閉じ込められたなどという事故が報じられない、といったことがこれまでもないことはなかった。

こうした経営サイドのシビアな方針は、調査報道に対して企業や世論が厳しい態度を取っていることと無縁ではない。調査報道は今氷河期にあると言っている。

特にテレビの報道について名譽棄損などで訴えられるケースが多くなり、しかも懲罰としてばく大な賠償金を払わされている。小さな地方紙ではそれだけで倒産してしまう。昨年新聞社が払った罰金は二千二百七十万ドル（約二十六億円）に達している。この傾向は一九九〇年代に入って顕著である。

テレビ報道が競争激化もあって、取材方法が多彩化していることもある。つまり隠しカメラ、待ち伏せインタビュー、身分をかたつての取材源への突入など過激な方法である。日本でもテレビの取材の行き過ぎには批判があるが、米国ではすぐ訴訟になる。ところが記者の方は言論の自由を保障した憲法修正第一条を金科玉条のように思っているところにはずれがある。例えば修正第一条は、一般の人が入れない所に記者が入って取材することを認めていないという判決もある。裁判所はますます記者の自由を狭く解釈する傾向があるよう

だ。

最近のいくつかの裁判例をあげると、ABCテレビがマイアミの銀行家が投資家をだまして、価値のない社債を買わせたと報じたが、陪審は名譽棄損と評決、ABCは一千万ドルの賠償金を支払わされた。またノースカロライナではスパーが汚染された肉を売っているという情報を確認するため、プロデューサーが身分を隠して、スパーの社員になりすまし、隠しカメラで事実を突き止めた。その取材方法が違法であるとして、実際の損害額千四百二ドルに加えて、懲罰として五百五十万ドルの罰金を科せられたのである。

今世紀の初めころ、一時新聞が競って手段を選ばない方法で暴露合戦を展開した。それで多くの不正が明るみにでたが、取材の行き過ぎの弊害も生まれ、間もなく下火になった。今回もその当時はほうふつさせるが、世論は冷たい。

また新聞記者の営業マインド重視については危険もある。ニューズバリューと営業利益の混同である。米専門記者協会のステイブ・ゲイマン会長は「記者や編集者が一般論として、新聞の営業サイドにもっと関心を持つことは大事だが、両者の利害が衝突するさいは、記者は常に読者とともになければならない」と語った。記者の間でも広告主におもねる記事を書くのは論外で、記事の客観性と独立性の維持が絶対に必要という意見が強いのだが。

（佐々木謙一＝同盟クラブ会員）

メディア談話室

神戸須磨事件報道の問題点

権田 萬治

(評論家)

架空の犯人像

小学六年生の土師淳君が殺された神戸須磨事件の有力容疑者として六月二十八日、中学三年の男子生徒が兵庫県警捜査本部に逮捕された。史上まれに見る残忍、凶悪な事件として注目を集めていただけに、その容疑者が十四歳の少年だったことに日本全土が大きな衝撃を受けた。

新聞、放送などは、容疑者が年少少年であることを配慮して、少年法六一条の規定に従い、所属中学の名前を出したほかは、少年の氏名、写真、住所など一切を伏せた。しかし、七月二日発売の新潮社の『フォーカス』が少年の写真を掲載、また、『週刊新潮』(七月十日号)も目の部分を隠して写真を掲載したことから、駅の売店やコンビニなどで販売中止する店が相次ぎ、少年法と報道の自由の問題が浮き彫りにされた。

一方、容疑者が年少少年であったことに対する驚きと怒りから、特に週刊誌では、重い刑罰を求める主張だけが声高に報じられ、本当の問題点の追究がなおざりにされている感をぬぐえない。

その中で、朝日は六月三十日の朝刊第三社会面で、「独り歩きした『不審な中年男』 淳君事件報

道」という記事を掲載、「犯人は三十歳から四十歳」という、事実とはまったくかけ離れた架空の犯人像がマスコミ報道で作り上げられた問題を取り上げ、その危険性を指摘していた。

異常犯罪で架空の人物像が作り上げられるのは今に始まったことではない。大和田徹の『今田勇子VS警察』によれば、連続幼女誘拐殺害事件、いわゆるM事件でも、サングラスをかけ、白いマスクをした中年男が容疑者として埼玉県警から発表されたが、実際の犯人は二十六歳の青年だった。

M事件と違って、今回は警察よりもマスコミ自身が架空の犯人像を作り上げた印象が強いが、五百八十人もも捜査員を動員、徹底的な聞き込み捜査を行う中で、問題の中三少年の存在は早期の段階では浮かび上がっていなかったのだろうか。

FBI流特捜の役割は?

この事件の捜査では、捜査本部は犯罪学、心理学などの専門家をまじえた特別な捜査班を作っていたともいわれる。もしこれが事実なら、FBIの行動科学課に似た発想のプロジェクトチームがあったわけで、それ自体がニューズであった。今

回の捜査でそういう特別捜査班がどのような役割を演じたのか知りたいところである。

というのは、元FBI心理分析官ロバート・K・レスラーによる『快樂殺人の心理』(講談社)などを読むと、数字は算定の基準が違っているの、あくまで目安に過ぎないが、快樂殺人者の四六%が少年期に動物を虐待しており、八〇%が普通以上の知能を持ちながら学校では挫折感を味わっている、など今回の容疑者の状況と合致する部分があるからである。

また、同書は死体の遺棄場所が重要だとして、「その理由は、それが殺人者と他者との関係や殺人者が他者に抱く感情を表している点にある」と指摘しているが、自分の中学校正門に被害者の遺体の一部を置いていること、「積年の大怨」など挑戦状の文章などから、中学関係者であることは容易に推定できたはずだし、挑戦状の文章がアニメなどから取られるなど、サブカルチャーの影響が濃厚であることから、年齢層はもつと低いという見方も成り立つたはずだからである。

現にサイバー・ライターの新足祐司は、容疑者逮捕の前に書いた文章で、「私は、まず、30〜40歳のがっちりした男だという目撃証言が信じられない」と述べ、自分の人生体験からいえば、「これほどの危うく、狂気の犯罪を犯すかもしれない時期があったとすれば、それは10代の後半である」(EYECOM八月一日号)と語っているのである。

警察は早い段階から容疑者がある程度特定できていたのではないか、そんな気がしないでもない。ただし、直接証拠がないし、年齢層を特定すれば、マスコミで報道され、容疑者にさとりられて、証拠の隠滅や、逃亡、あるいは自殺などの恐れもあつたから、秘密保持はある程度必要であつたと思われる。

いずれにしても、必要なのは、こういうアメリカ型の異常犯罪の頻発防止であり、万一発生した場合は、できるだけ早く事件を解決する捜査体制を作ることである。その意味で、捜査の状況、特に特別捜査班の果たした役割などはもっと詳しく明らかにされていいたいように思う。今回は容疑者が年少者で、学校や生徒に一つの手掛かりがあり、自動車も利用されなかつたので、聞き込みも比較的地域を絞ることができた。しかし、今後起こる異常犯罪がいつもこうとは限らない。絶えずそれに対応する対策の研究が必要はずである。

米国との犯罪状況の差

もう一つの問題は、少年法の問題である。

『フォーカス』の容疑少年の写真掲載は認めることができるが、今回の販売中止についてはやむを得ない側面があるとしても、流通機構の判断で、安易に販売するかしないかを決めるのは、場合によって、言論・表現の自由を妨げる恐れがあり、慎重の上にも慎重な配慮が望まれる。

ところで、今回のような残忍、凶悪な犯罪でも、現行の少年法では年少少年を刑事処分にでき

ない点については、各メディアが何らかの意味で疑問を投げかけている。もっとも新聞は、現状では刑事処分ができないという点を解説した程度だが、『週刊新潮』(七月十七日号)は、「神戸『男子惨殺少年』を少年法で裁けるか」という特集記事を組み、年少少年にも刑事罰を科す方向での少年法改正の必要を強く訴えている。

また、『週刊ポスト』(七月十九日号)も、少年法の適用年齢がアメリカ各州で引き下げられる傾向にあることをデータで示して、問題点を指摘している。

一つの問題提起としては、参考になるが、気をつけなければいけないのは、アメリカと日本では犯罪状況がまったく違うことである。この点を前提にしないと、議論が誤った方向に行ってしまう。

アメリカは犯罪の多発に長い間悩んできた。クリントン大統領が新通信法で、暴力場面とポルノを子供に見せないような法規制を打ち出したのも、そういう背景があつたからである。この高品位条項は、連邦最高裁で、憲法違反という判断が下されて失効したが、これに限らず、アメリカ各州では、一人の犯罪者が罪を重ねることを抑制するため、三振法(州によって違うが、犯罪を三度重ねると無条件で無期というような法律)が次々と作られていて、加害者への報復主義的な立法傾向が強くなっている。何しろ、異常な連続殺人が年に四件も発生する国なのである。この点、M事

件と今回の事件の間には、八年間の間隔があり、日本とアメリカではこのような連続殺人だけを取ってみても、犯罪状況に大きな開きがある。

残酷、凶悪事件が発生したから直ちにアメリカ並みの法制にすべきだというのは、あまりに性急な意見といわざるを得ない。

厳罰主義の強調は危険

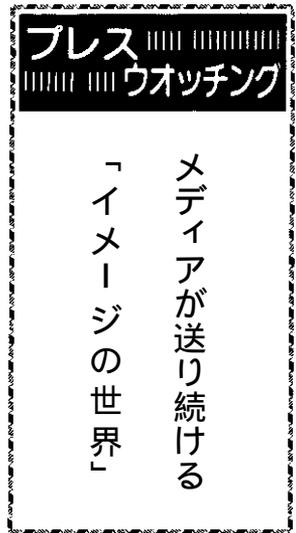
ただし、現在の日本の少年法が、今回起こつたような異常犯罪を予想して作られたものでないことも事実である。

したがって、少年法を見直す必要があることは否定できない現実だが、現在のように、「目は目を」、「式の厳罰主義ばかりが強調される方向での少年法の改正は、きわめて危険だと思つう。

また、イギリスでの年少少年の凶悪犯罪の報道が実名で行われたことがよく例に出されるが、イギリスには、冤罪(えんざい)の最大の温床とされる日本の代用監獄のような制度がなく、警察の尋問も録音取りが行われ、弁護士が許されるなど、被疑者の人権への配慮がなされている。

その一方、犯罪報道の日常の規制はきわめて厳しく、公判前の報道は大きく制限されている。そういう点についてまったく目をこらさず、ただ異なる犯罪の例外的な実名報道の部分だけに光を当てたのでは、本当の比較にはならないのである。

この事件が投げかけた問題はあまりに複雑で大きい。メディアはこれからもじつくりと、問題点を冷静にえくり出してもらいたいものである。



「井の中の蛙(かわず)、大海を知らず」とは、いささか陳腐だ。しかし、海外ではメディアの本性を違った角度から見ることが出来る。普段、われわれ読者や視聴者が、メディア提供の「擬似環境」に、いかに乗せられているか、を確認しやすい。

本来、メディアは鏡のようにいつも出来事を忠実に映しているとは限らない。むしろフィルターを通してイメージを送り出しているながら、常に真実だけだと信じ込ませようとしている。

ミャンマーを見る

六月末から七月初めにかけてミャンマーを訪れた。雨期のはしり、マンゴーがうまかった。軍事政権によってビルマ(国名)からミャンマーに、ラングーン(首都)からヤンゴンに変えられてから八年。政府はいま「黄金の国」(Golden State)と称し、民主化に背を向けながら経済発展を最優先させている。

ノーベル平和賞を受賞したアウン・サン・スーチーさんは、政権によって自宅監禁されている。

民主化運動弾圧を理由に日米政府はODAや民間新規投資を凍結し、ASEAN加盟に反対した。日本をたつ前の情報では、国内情勢はあまり安全と受けとれなかった。毎日新聞連載の「アウンサンスーチー ビルマからの手紙」では、民主化への道は厳しい。拠点となる大学は昨年未以来、長い夏期休暇(閉鎖)だという。

同紙のパソコン海外情報でも、不安は募る。

「在ミャンマー日本大使館によると、首都ヤンゴン市などでは一九九六年十二月二日ころから大学生を中心に散発的にデモが発生している。……外務省は現地への渡航予定者に対し、事前に現地の治安に関する最新情報を入手し、渡航後も報道に注意するように、また、必要に応じて日本大使館や現地関係機関から情報を入手するよう呼びかけている。現地への渡航の際は「注意を」(一九九六年十二月十六日)

「在ミャンマー日本大使館によると、同国第二の都市マンダレーで、三月十六、十七日の両日にわたり、仏教僧りよがイスラム教寺院を襲撃する事件が発生した。……同市の一部道路や市場を閉鎖。また、襲撃事件が発生した地区に二十時から翌朝四時までの夜間禁止令を発令した。現地への渡航の際は「注意を」(一九七年三月二十六日)

「聞く」と「見る」の差

アウン・サン・スーチーさんの自宅に通じる道路は軍隊の手で閉鎖されていた。一般市民も外国人も接近できない。多くの市民は半ば公然と軍

事政権を冷笑する。しかし、同時に政権を進める「ASEAN加盟」には展望を抱き、それを機に大学は再開され、経済は発展するだろうと期待していた。「アウン・サン・スーチーと政府の妥協も進展するだろう」と楽観的でさえあった。

ヤンゴンもマンダレーも平穏だった。日本の中古車があふれ、市場はけんそうをきわめ、各地がビルやホテルの新築ブームでわいていた。

全体像はわからない。接した限り、市民の多くは圧倒的にアウン・サン・スーチーを支持している。しかし、同時に軍事政権がたやすく崩壊するとは考えていないようだ。日本で感じとるようには、日米の外交圧力は実効を挙げていないようだ。バスに乗り遅れまいと、日米以外の外資が流入している。それに、「大使館は日本のが一番大きい」と指さしながら、市民は日本との関係改善を確信している。

抑えきれない情報の流入

テレビや新聞など国内のメディアは軍事政権が独占している。

政府所有の英字紙「The New Light of Myanmar」は、六月二十七日、十二頁のうちの十一頁を「テロ事件の全容解明」の特集で埋めた。

「民主化と人権の仮面集団によるテロ 西側勢力が支援と扇動 現金と現物を供与し……」の見出しをつけ、数々のハイジャックや爆発事件に関する容疑者と証拠物件を、写真つきで列挙した。

政権ナンバー2をねらって日本から送られたと

いう小包爆弾の事件については、複数の容疑者の氏名と住所(東京)を明記した。

ミャンマーの市民は、この種の記事に関心を示さなかった。しかし、事実なら、日本政府は容疑者の引き渡しなど困難な外交問題に直面するはずだ。帰国後調べたが、ミャンマー政府提供のニュースは日本の新聞には見当たらなかった。

ミャンマー国内の情報は意外に多い。海外のテレビ放送(CNN、ABCなど)や新聞・雑誌(ニューヨーク・タイムズの日刊ファックス版がある)ほか、海外からの持ち込みは自由)のほか、多数入国する外国人の口は封じられない。

現地で得た印象の一つは、「ミャンマー軍事政権は、当面はへこたれそうにない」ことだ。へこたれそうだとしたら、それは、日本のメディアが印象づける希望的幻想であろう。

もう一つの印象は、「情報統制は、市場経済とともに効果を失いつつある」だった。市場経済を導入されれば、どこかの専制国家でも、情報流入と民主化の動きは、避けられない道程だろう。「経済制裁は北風、情報は太陽」——それは、ASEAN諸国にとって定説かもしれない。

信頼性が落ち、日本の報道

「擬似環境」、つまり「メディアによって作られたイメージ」に振り回されているのは、ミャンマー国民だけではない。日本を離れたわずか十日の間に、わが国のメディアに対する私の信頼性は大きく失墜した。

ミャンマー滞在中に知り得た日本のニュースは「第一勧銀・宮崎元会長の自殺」「東京湾でタンカーから原油流出」などわずかだった。

帰国して知った新聞報道には驚いた。多くの事件の報道内容と真実との間の落差の大きさ。ニュースに飢えている一読者に、一度に襲ったショックは衝撃だった。

その最大は、「淳君殺害容疑で中三少年(十四歳)を逮捕」(六月二十九日、各紙)のニュースだった。読売では「連続通り魔(少女殺傷)も自供」ともあった。この事件の推移については、多くの人が語っているので、詳細は避けたい。

しかし、いずれにしろ、メディアはあまりにも無責任に報道し続けた。推定だけで、何を書いても「書き得」だったのだ。わが国の事件報道の内包する構造的な欠陥が、またもや「誤報」を生んだのだ。「白や黒の車に乗った三十歳—四十歳」という犯人像はどうだったのか。一部のスポーツ紙やテレビ局は似顔絵まで発表したというではないか。

堂々と精神分析や筆跡・文章鑑定をしていた作家や学者たち。再び各紙に登場した。

「ハイティーンから三十五歳くらいまでを考えたので、十四歳というのは意外だ。——攻撃衝動をコントロールする力がなくなっているように見える」(犯罪心理学者)。「とにかく驚きの一言だ。学校に対する怒りとか恨みといった感情、心情が、ストリートに表れた事件」(作家)など、

今度の推論は根拠があるのだろうか。

第一勧銀事件で事情聴取された宮崎邦次元会長は、なぜ自殺したのだろうか。前日の六月二十八日の読売朝刊が同氏の単独インタビューを載せている。「小池(総会屋)という人間を……私は知らなかった。問題が新聞などで報道され、初めて融資の問題を聞いた」と語らせている。

同紙は「事実と反する答え」と書いている。こうした発言をうそだと知りつつ、社会面トップで扱った。このスクープが同氏を追い詰めることにはならなかった、といえるだろうか。

東京湾の油汚染は「日本で史上最悪。一九八九年のアラスカ汚染時の三分の一以上の原油流出」(七月三日、ニューヨーク・タイムズ)だったはずだ。しかし、実際は数日で回収された。

後追いされないスクープ

いまだに謎が解けないのが、産経のスクープ。十三年前のグリコ・森永事件について、一面と社会面各トップで「北」工作員グループの犯行捜査関係者が確信」と報じた(七月四日朝刊)。驚天動地のニュースだ。

しかし、調べた限りでは、他紙はこれを追っていない。なぜだろうか。

ミャンマーとわが国のメディア。言論統制とセンセーショナルリズムの違いはあっても、真実と似て非なるイメージを送ることに於いて、その無責任さは同根だといったら、言い過ぎだろうか。

(前沢 猛 金沢学院大学教授)

放送時評

問われる民放の営業倫理 CM間引き”詐欺”発覚

判明分だけで一・五億円分

民放テレビ界の三ヶ月九六年度決算は、前号で書いたように極めて好調だった。上向きながらも不透明感を残す景気の中で、産業界が商戦に速効のあるスポット広告をつるべ打ちにしたのがにぎわいの原因とみられるのだが、六月に入ってからでもない出来事が突発した。

福岡放送（FBS）佐田吉之助社長。日本テレビ系列）が過去長期にわたって、受注したスポット広告を”間引き放送”して不当な利益を得続けていたのが発覚したのである。そしてスポンサーへの「放送通知書」を改ざんし「契約どおり放送した」と報告、また、その空いた部分に「ほかのCMを流していた」ともいわれるのだから（六一朝日）ひどい話。

スクープしたのは地元の西日本新聞六月十日付紙面。不正をあばいた単行本や文書を基に取材していたものらしい。他紙が一斉に後追いし、当面を糊塗（こと）しようとした会社側の対応のまずさも手伝って大不祥事として増幅されていった。

原点的な「番組倫理」問題を抱える民放テレビが、ここ一、二年「報道倫理」を問われてきている上に、こんどは「営業倫理」の問題なのである。

地元の紳士服販売会社から「未放送のCMがあるのではないか」という問い合わせが広告代理店を通じてなされたのが、その発端。調査の結果、この会社の短期集中スポットを含めて「九六年四月から八月までに百十二社分五百三本（三千万円相当）が未放送」とFBSは発表。放送通知書の改ざんも認め、「昨年九月に退職した元副部長の個人的責任」とした。

だが記者団の追及によって佐田社長ら会社側はしどろもどろ。六月十九日の会見では「九四年十月〜九六年三月までの分を合わせて、二年半で千六百六十二本、九千九百万円に上る」「過去に断続的に不正行為は行われていた。営業部門の”組織ぐるみ”もあり得る」。

そしてこれはなおおくらんだ。経営陣に代わって組織された外部学識者、労組員らによる「CM不正問題調査委員会（委員長・徳本鎮福岡女子大学長）」による七月三日の発表はこうである。

「CMの不正抜き取りは七五年頃から始まり、判明した数は八九年四月から九六年八月までに二千四百三十三本。約一億四千六百万円相当。八九年前以前については、関係者の証言から年間十本〜五十本程度が未放送」「過剰な受注にCM枠の調整が出来なくなり、歴代の担当者によって引き

継がれてきた」「原因には不正をチエックするシステムが不十分だったこと、社内に根強い派閥意識があり、言うべきことを言えない土壌があったことなど」。そして「提言」として「CM放送に関するチエック機能の強化。組織改革をまず」。

契約書なし取引が慣行
二十二年間にわたって「詐欺行為」そのものの不正が断続的に、あるいは系統的、慣習的に行われてきた事実は一応判明した。しかし不可解な部分はなおあまりにも多い。コンピュータによる操作、放送通知書の作成であつてみれば単独犯、数人の複数犯であるはずもない。不正利得がそのまま採算に組み込まれているのだから、会社ぐるみ」とみられても致し方あるまい。同社のこんどの決算は売上高百五十二億円、経常利益二十八億円で、「三期連続の増収増益」とある。「もうかるはずだ」と皮肉るのは遠慮しても結果的に「粉飾決算」にはならないのか。

当初「犯人」と目された元副部長はキー局日本テレビから派遣された人物。「サラ金にはまりこんでいた」などと会社側から言われたが、仕組みからして現金を抜き取るのは不可能である。できたとすれば広告代理店が介在したとみるほかはない。そしてこの男が開き直つて、キー局もどこもやっていること。FBSの上層部は他業種から来た人が多くて現場を知らない。告訴されれば正面からやり合つ」と公言したこと（六一・一三東京夕刊）が、さらに物議をかもししている。

スポーツCMの取引は、本数が多いために契約書を書き交わさずに行われる慣行。だから「あるいは？」とも思わせるわけだが、在京キー局五社と福岡の他の四社は一斉に「ノー」とんでもない。あるキー局のトップは「スポンサーとの信頼関係があつたから四十年間契約書なしでやってこられたのに」とぶぜん。しかし民放テレビの経営の中心をなすスポーツCMの取引が「ドンブリ勘定」で依然行われていること自体、最も近代的な事業体として奇異にうつる。

テレビを見ていてスポーツ広告の多さにうんざりするが、梓のことを考えずに集めまくる「間引き」でごまかし、対前期比増という経営上の要請だけを優先させる民放の体質がこのケースでは鮮明に浮かび上がる。民放連会長社の有力系列局だけに民放連も頭が痛かろう。民放連では同社に対して六月十九日、「来年三月末まで会員活動を停止する」処分を決定し、全社に「モラル向上」を呼びかけた。だが、波紋はさらに広がる……。

民放連が特別委設置

郵政省は得たりと情報収集に乗り出した。福岡県警は告訴に備えて事情調査を開始している。当然ながらスポンサーの同局へのCMキャンセルも相次いでいる。それから——報道によれば(六・二六朝日)、同社における大株主間の反目も表面化しつつあるという。

この問題、福岡という基幹的地域における地元紙対全国紙、全国紙相互、民放系列の商戦などを

背景に持つが、同社の大株主である九州電力グループ(約二七%)と読売・日本テレビグループ(約二六%)の主導権争奪も見逃せない。開業以来「社長」の座を独占している九州電力グループに対して、日本テレビ氏家斉一郎社長が「テレビを知らないトップの危機管理に問題あり」と発言して別の火の手が上がった。読売・日本テレビ側も代表取締役副社長や常務らを派遣しているのだから「同罪」にもみえるのだが、このへん複雑。やはり、東京のマスコミと地元財界とで構成される民放の体質に基本的な問題点がひそむ。

六月三十日の同社株主総会は、辞意を表明していた佐田社長を含めて取締役全員留任。わずか十五分間で終わっている。だが、自らも非常勤取締役をつとめる氏家日本テレビ社長は七月七日の記者会見で、「問題を解決したうえで役員全員が退任する可能性あり」と発言した。内部からの告発文書が引き金になったこの大トラブル。むしろこれからが本舞台となるに違いない。

FBS問題に目を奪われている間に、思いがけずと言うか、「またか」と言うべきか、金沢の北陸放送(MRO。上坂兼松社長。TBS系)でも六月二十七日、同じような「スポーツCM間引き放送事件」が明るみに出た。同社労組の指摘を会社側が認めて記者会見で発表したもので、「六月一日から十二日までの間に十五社分四十七本のCMが放送されなかった」。

FBSに比べて当面本数はまだ少ない。「社内

連絡体制の不備とコンピューター処理のミス。意図的なものではない」と会社側は説明、社内に調査委員会を設けた。その結果を待たなければ分からないが、「CM梓を超えた受注」であることはつきりしており、民放営業のさまざまな現状はどつしよもなない。民放連会長社日本テレビ系列の福岡放送に続く、前会長社TBS系列の北陸放送のトラブルである。

このMROでは、土地取引による十六億円の損失について責任を問われ、筆頭株主である嵯峨逸平会長、次位株主である嵯峨春平社長の退任が決まっていた。ところが嵯峨春平社長が代表取締役としてとどまり、会長には「推定五億円」の退職慰労金が支払われることになったため、猛反発した労組側が「CM間引き」を暴いたという経緯。会社側は急きよこれを認め、またFBS事件発覚の翌日「深夜番組梓を削ってCMの追加放送をやっている(組合側)」という。

嵯峨一族の世襲が続いてきた土地柄。特殊な事情をバックにする労使紛争から派生した事件ではあるが、ローカル民放の経営体質、CMビジネスばかりに熱中する民放界のありようという点で両者に差異はない。

「大きな衝撃を受け言葉も見当たらない」と氏家民放連会長は絶句する。民放連ではフジテレビ日枝久社長を長とする「CM取引検討特別委員会」日枝委員会を七月十一日からスタートさせている。(大森幸男「放送評論家」)

補助金整理、合併促進提唱 地方分権委が第2次勧告

堤 直 秀
(時事通信内政部)

政府の地方分権推進委員会(諸井虔委員長)

は、明治以来の中央集権型行政システムの変革を
目指す第二次勧告をまとめ、七月八日橋本龍太郎
首相に提出した。勧告は、分権型行政システムの
構築に向け、廃棄物再生利用推進補助金の原則廃
止など、事務手続き簡素化を除き六十六件の国庫
補助負担金の見直しを打ち出したほか、国が地方
公共団体に組織や職を義務付ける「必置規制」
は、法令によるもの以外の廃止を提唱している。

また、住民の政治参加機会を拡大するため住民投
票制度の検討も提案、まず市町村合併の是非を問
う手段として導入するよう求めている。

しかしその一方、地方への税財源の移譲につい
ては、「国と地方の税源配分の在り方を検討しな
がら、地方税の充実確保を図る」との表現にとど
め事実上、結論を見送ったり、国と地方の紛争を
処理する裁定機関構想の結論が九月末に先送りさ
れるなど、一部の課題はなお、残された形となっ
ている。

政府は、これを受け、一九九八年の通常国会閉
会時までに勧告を具体化する「地方分権推進計
画」を策定する方針。

勧告は、国と地方公共団体の新しい分担(第一
章)、国と地方公共団体の関係についての新たな
ルールの創設(第二章)、必置規制の見直しと地
方出先機関の在り方(第三章)、国庫補助負担金
の整理合理化と地方税財源の充実確保(第四章)
など七章立て。「主要な機関委任事務の整理」「従
前の機関委任事務の区分」「必置規制の見直しの
事項別整理」の具体的項目は別表で示した。

係争処理、9月に先送り

沖縄県をはじめ国内の米軍基地問題と深くかか
わる駐留軍用地特別措置法に基づく土地の使用・
収用事務を、国の直接執行事務にするか、法定受
託事務にするかの問題は結論を得られず、八月上
旬に先送りする。機関委任事務廃止に伴い国家公
務員の身分再考が必要となる地方事務官の扱いも
同様、八月月上旬に勧告時期をずらす。

また、国と地方の間で事務処理をめぐる係争が
起きた場合の処理手続きは、政府内に第三者処理
機関を創設することに、各省庁が「内閣の法令解
釈権を侵す」などと抵抗、双方折り合わなかった
ため九月末に成案を得る。現行地方自治法が前提
とする「公共事務」「団体委任事務」「行政事務」

の事務区分の見直しは、基本的に自治事務とされ
た団体委任事務が、実態として国の関与に強弱が
あり一律自治事務とするのは難しい、と問題提起
されたが、二次勧告では手つかずだった。市町村
の規模や行財政能力に応じた権限移譲も作業が膨
大で二次勧告に結論を盛り込めなかった。これら
は係争処理手続きと同様、九月末に勧告する。

6割を自治事務に

二次勧告は、機関委任事務廃止後の事務の国と
地方への振り分けについて、まず農業委員会の解
散命令事務など十一件の廃止を提言。また旧コス
モ信組の経営破たん処理をめぐる大蔵省と東京都
が対立するなど、地方に不満が強かった信用協同
組合の指導監督事務など七件を国の直接執行事務
とした。その上で、残りの四割を国と地方が共に
責任を負う法定受託事務に、六割を自治体固有の
自治事務にするよう提唱。例えば、医薬品の製
造・輸入業者の業務停止などは法定受託事務とす
る一方、私立学校の設置・廃止の認可事務などを
自治事務とする。

また、事前協議や緊急時の個別指示など自治事
務に対する国の関与が許される場合を、公害防止
計画の策定や指定、ばい煙総量削減計画の策定な
ど具体的に明示。それ以外の自治事務に対する国
の包括的な関与を禁じた。

一方、市町村の要望が強かった都市計画関係の
権限移譲は、都市計画の決定主体を原則市町村主
体に変更。都道府県が行う都市決定を、三大圏の

既成市街地か近郊整備地帯の用途地域に限定するほか、都市施設や市街地開発でも都道府県が行う計画決定を、市町村道で四車線以上の幅員（現行幅員十六メートル以上）、土地区画整理事業で面積五十ヘクタール超（同二十ヘクタール超）市街地再開発で面積三ヘクタール超（同一ヘクタール超）——に限り、市町村が決定する余地を広げた。

都道府県が行う都市計画決定でも、計画に対する国の認可が必要な都市の要件を人口三十万人以上（現行十万人以上）に引き上げるなど、都道府県の都市計画決定に対し、国の関与の余地を狭めた。

法令以外の必置規制全廃

国と地方公共団体の関係調整ルールでは、国の地方公共団体に対する指導や助言、勧告が後日、双方で「言った」「言わない」を巡り争いにならぬよう、「書面主義」の導入を提唱。その際、書面には理由や責任者も明示するよう求めた。

また、国が地方公共団体に対して行う許認可は、手続きの公正・透明性に向け、法令により判断する基準を作成し、公表するよう要請。事務処理の標準処理期間を設定し、迅速化する。

これに関連し、地方公共団体が指導や助言に従わない場合でも、「報復」の意味を込めて不利益な取り扱いをしてはならないと明記した。また、地方公共団体に義務を課す法令を創設する場合、地方六団体は国に意見具申できるが、新たに内閣

にこれに対する応答義務を課すとしている。

一方、国が地方公共団体に対し、組織や職の設置を義務付ける必置規制の見直しは今回の勧告の柱の一つ。分権委は、ひも付き補助金や機関委任事務と連動し、地方公共団体の自主組織権を侵害するものとして、法令に根拠のない必置規制の全廃を提唱した。

具体的には、職員に関する必置規制で勤労青少年ホームの指導員が労働大臣が実施する講習を受講しなければならぬとする資格規制を廃止。福祉事務所の現業監督所員の専任や現業職員の配置基準や専任、最低配置人数規制もなくす。

国の地方出先機関についても、管区行政局や行政監察事務所の組織や業務、農地転用許可事務の権限移譲に伴い地方農政局の関係部署の整理合理化を進める。

補助金5年で廃止

国庫補助負担金の整理合理化も二次勧告の柱の一つで、存在意識の薄れた国庫補助負担金を廃止した上で国の政策を奨励する国庫補助金は原則廃止・縮減する。また同負担金は生活保護や義務教育などに限定する方針も打ち出した。

その際、国庫補助金削減は、各省庁に「削減計画」策定を求めるとともに、原則五年で廃止する。一方、同負担金も原則十年で見直す。さらに、補助負担金を存続する場合でも、補助対象資産の有効活用や事務手続きの簡素化、交付決定手続きの迅速化など改善を進めるとしている。

具体的には、象徴的な補助金百件を挙げ、生涯学習情報提供システム整備補助など九件を廃止。身体障害者相談員設置費補助など十四件は補助から地方が自由に使える一般財源へ転換する一方、地方道改修補助など十三件は採択基準を厳格にした上で国補助の重点実施などを求めている。

地方税財源の充実確保では法定外普通税の許可制を廃止し、事前協議制にするほか、法定外目的税の創設も提唱。また地方公共団体が標準税率を採用しない場合の国に対する事前届け出も廃止する一方、この場合の公用施設の起債禁止も緩和し、一定の場合、起債を認める。個人市町村民税の上限を定めた制限税率も廃止する。

また、都道府県と市町村の新しい関係を築くため、政令指定市・中核市まで移譲された事務を、法令で一定規模組織を持つ市町村にも移譲。都道府県が条例で事務を市町村に委託する制度を創設する。

一方、行革推進では地方公共団体に行政改革大綱の見直しを求めた上で、数値目標を掲げた各年度の行政改革実施計画の策定を要請。すべての地方公共団体に対し、数値目標を掲げた定員管理計画の策定も求めた。

また、市町村合併を推進するため、準中核市の創設や市の要件（人口五万人以上）の緩和の検討を明記。合併特例法の住民参議制度の充実で、合併市町村のすべてから合併協議会の設置請求が出た場合、市町村長に協議会設置議案の議会提出を

義務付けるほか、さらに議会で否決された場合でも住民投票により協議会を設置できる道を開くとしている。

首長の多選見直しは、首長選出制約の憲法上の可否をよく調べた上で、地方公共団体が選択により多選制限を可能にする方策を幅広く検討する。

起債許可制、廃止

地方税の充実確保では、自治体の課税自主権を広げた。自治体が自主的に課税する法定外普通税は、国の許可制から合意を前提とする事前協議制に変わり、個人市町村民税の上限を決めている制限税率も撤廃される。加えて、使い道を特定する法定外目的税の創設も提言している。

しかし、今回の勧告の焦点の一つだった「国から地方への税源移譲」は、最後までもめて、結局、「国と地方の税源配分の在り方についても検討」との抽象的な表現にとどまった。これは、分権には財政面での自立が不可欠とする分権委が中長期的に「地方への税源移譲を含む地方税の充実強化を図る」として地方消費税の拡大を求める原案をまとめたのに対して、大蔵省が財政再建中を理由に反対し、「移譲」の言葉は消えたものだ。

ただし、中長期的な課題として、「地方税源の偏在」を前提に、「地方交付税、地方税の在り方を総合的に見直す」との字句も盛り込まれている。これは、交付税の一部を地方税に振り替えること、具体的に言えば、将来、消費税がアップされる際、地方消費税の割合が交付税と絡めて考え

られることを示唆したもので、これが今後、どうなるか注目される。

地方財政では、自治大臣の許可がなければ地方債を発行できない起債許可制度の原則廃止を盛り込んだ。財政面でも自治体に裁量権を与えようというもので、許可制の代わりに新たに事前協議制を採用するが、協議が整わない場合でも自治体は自らの責任で地方債を発行できる。ただし、これまでの許可制下では、償還財源の一部を地方交付税で手当てするなどの財政支援を講じてきたが、協議制下では、協議が整わずに発行された地方債の償還にこうした財政支援は行われない。また、公債費比率が著しく高く多額の借金を抱えている自治体や、地方税の税率を標準税率以下に設定している自主財源確保に努めていない自治体（起債制限を受けている自治体）に対してはこれまで通り許可制を残す。

なお、「財政再建を進めるには、起債許可制度を活用して自治省が強力に地方債の発行抑制に力を入れる必要がある」として、財政構造改革期間中は現行の起債許可制度を維持する。

また、地方交付税についても、いろいろな補正係数があつて分かりにくくなっている現状を改めるため、算定方法の簡素化や、補正係数の単位費用化などを盛り込んでいくほか、算定方式について自治体が見直しできる制度の創設を求めている。これは、毎年、自治省に対して自治体から多くの算定方式に対する要望が出されているが、

これを制度化することで、よりオープンなものとし、これにより、自治体の意向を一層反映させるとともに、自治体にも交付税算定に参加させ自覚と責任を持たせようというものだ。

限界見えた分権委

以上が二次勧告の主な内容で、この勧告通りに実行されれば、自治体は補助金による中央の縛りから放たれ、必置規制の緩和で地域の実情に応じた弾力的な住民サービスが可能となる。また、都市計画の決定権が市町村に移ると、地域主体のパラエティーに富むまちづくりの道が開ける。

分権の実現はまた、高齢化・少子化に伴う社会の活力低下に対応する重要な手段でもある。ごみ問題や福祉、環境など対策が急がれている身近な問題の解決には、地域が国に責任転嫁することがなく、主体的に意思決定し迅速に対応することが不可欠だからだ。その意味で勧告の持つ意義は決して小さくない。

一方で、二次勧告も一次と同様、昨年三月の中間報告に比べ内容に不満を残した。機関委任事務の見直しの中で、国に關与の余地を残す法定受託事務が全体の四割に達し、国と地方の意向が異なる場合の係争処理手続きは、中央省庁の激しい抵抗で結論が先送りされた。分権委には、既得権を守るという中央省庁の壁を突き崩せない”無力感”も漂う。住民本位でなく、政府主導の分権論議であるところに同委の限界も垣間見えてくる結果となったようだ。

誘拐的はジャーナリスト

横行する奇怪ビジネス

四年余にわたってロシアを揺るがしたチエエン戦争がようやく終結を迎えようとしていた今年五月、現地で取材中のロシア・マスコミの二チームが何者とも分らないテロリストグループによって誘拐され、それぞれ人質となった。誘拐されたチームの一つはチエエン報道で社長賞を受けたこともあるイタル・タス通信のニコライ・ザグノイコ記者と「ラジオ・ロシア」の三人。もう一つは「独立テレビ」の高名な女性記者エレナ・マシユークさんを含む撮影班だった。

タス通信とラジオ・ロシアのグループは約二カ月後の七月六日、無事解放された。ロシア安全保障会議のルイブキン書記が語ったところによれば、この人質解放を促進したのはエリツィン大統領がチエエン共和国のマスハドフ大統領に直接電話をかけ、人質問題の早期解決を要請したことだった。マスハドフ氏は一月末の大統領選挙で当選した。穏健派。五月十二日、両大統領はモスクワで和平協定に正式調印、両国は友好関係を回復するに至っていた。

この人質解放に当たり、ロシア連邦政府とチエエン共和国政府がともに強調したのは、これは

海外情報

従来よくあつた誘拐ビジネスでなく、身代金の支払いは一切なかったということだ。しかし、ロシア各紙によると、こんな平和と友好の「おとぎ話」で説明できない事実もあるようだ。

第一は、ロシアとチエエン合同の人質解放作戦が最終段階に至り、チエエンと隣り合わせのダゲスタン共和国のモハメド・トルボエフ安全保障会議書記が突然、問題に介入してきたことだ。チエエン側の人質問題担当であったカザベク・マハーシエフ内相はダゲスタンの介入を強く非難した。トルボエフ書記はこれに反論、直接ではないが仲介者を通して誘拐グループとの交渉を担当していたとロシア紙記者に語ったのである。

このような経過は多分、誘拐犯人グループの素性が察知されていたことを物語る。政府要人の肩書がついていても、チエエンは十一の大家族が支配する国、ダゲスタンは三十にのぼる部族支配の国だからである。

第二は、同じころ、チエエンの石油会社「ユージニー・ネフチ」のホジェミアハメド・ヤリハノフ社長がこれも突然、ロシアのチエルノムイルジン首相を静養先のソチに訪ねたこと。両者はアゼルバイジャン産石油をチエエン経由で南ロシアの工業都市ノボロシイスクに供給することに合意、懸案の問題に決着をつけた。身代金の支払いはなかったというが、実は別のところでより大きなビジネスが行われたのではなかったか。

タス通信とラジオ・ロシアのグループが解放さ

れても「独立テレビ」の撮影班はいまだ拘束されたままだ。これが高づく恐れもある。「独立新聞」のイーゴリ・ロタリー記者は「支払いがなかったという政府関係者の発言は信用できない。独立テレビのチームが解放されるまでは真相は分からない」と書いている(同紙七月七日付)。

誘拐はコーカサス地方に、かなり古くからある伝統ビジネスだった。十九世紀から二十世紀にかけてのロシアの大作家レフ・トルストイには「コーカサスの捕虜」という小説があるが、これは帝政ロシアの二人の軍将校が人質にされるといって、当時実際に起こった事件を題材にしている。このように誘拐は「価値ある人々」を狙う。ロシアのジャーナリストは今や軍人に代わる「価値」なかもしれないが問題は簡単なことではない。

ジャーナリストと並んで標的となりつつあるのは国際機関の関係者だ。この七月初めには国際人権団体に所属する二人の英国人がチエエンで誘拐されている。昨年十二月、ペルー日本大使公邸人質事件の起こったころ、チエエンの首都グロイズヌイでは国際赤十字の病院が襲われ、看護婦の女性一人を含む六人が殺された。この真相も明らかではないが、ロシアの専門記者によると、この病院を「保護」していた誘拐グループと対立する別のグループがあり、その仕業たとの見方である。ビジネスである以上、競争者同士の対立もあり、相手が得るはずの利益をないものにする行為もあり得るのである。

(高橋 実=評論家)



ロマンス語日刊紙初創刊

スイス一%の少数公用語

ロマンス語はドイツ語、フランス語、イタリア語とともにスイスの四つの国語の一つだが、人口のわずか一%ほどの人々によって使われている少数言語である。そのロマンス語で初めての日刊紙が今年になって創刊された。

創刊されたのは「ラ・コティデアーナ」(日刊新聞の意味)で、小さな週刊新聞が三紙合併して登場した。発行部数一萬、編集部員は十人。広告収入がコストの三分の二を賄い、国からも補助金が入ってくる。

十六ページの紙面に、ロマンス語の六つの方言を使って、この言葉が使われているスイス東部山岳地帯のカントン、グラウビュンデン州の出来事を中心に報道している。「記事にはロマンス語のそれぞれの方角が使われている。われわれにとってはすべてを一つの表記に統一するのは難しい」とエンリコ・コパッツ編集長は説明する。

スイスの国語のうち、最大のドイツ語は人口の約七四%の人々が使っている。第二のフランス語は約二〇%の人々に使われている。第三のイタリア語を使っているのは人口の約五%である(一九八〇年現在)。

ロマンス語は一九三七年にスイスの第四の国語として公認された。約七万人の人々が今日この言葉を使っているが、過去十年ほどの間に五分の四に減少した。連邦は一九九六年に国民投票によって少数言語の立場を強化し、ロマンス語はいまや半ば官庁用語となった。しかし、われわれはベルンの連邦省庁からロマンス語では何の連絡も受け取ることはない」とコパッツ編集長は語っている。「ラ・コティデアーナ」はゲルマン化の浸透に対し、ロマンス語を使う人々のアイデンティティーを強める役割を担っている。しかしコパッツ編集長は「われわれの読者の大部分はほかにドイツ語の新聞を購読している」と、ドイツ語浸透の現実を認めている。

「ラ・コティデアーナ」の発行元は、グラウビュンデン州の首都クールに本拠を置くガツサー・メディア社である。同社は二つのドイツ語の日刊紙「ピュントナー・ツァイトウング」(四万三千部)と「ピュントナー・タークブラット」(一萬三千部)を発行し、これらの新聞がこの州の全域をカバーしている。両紙は、同じ広告部分をもつ二つの新聞が一つの発行社から刊行される「シュトゥットガルター・ツァイトウング・モデル」と呼ばれる形態で発行されており、スイスの新聞発行形態の一つのモデルになっている。

ガツサー社はこの地域の新聞を独占しているメディア王国だが、同時に「プレスの多様性」の実現も目指している。コパッツ編集長も「われわれ

は今日まで、遠く離れた谷あいの人々も含め、読者からきわめて肯定的な反応を得ている」と述べ、自分たちの新聞が少数派言語の人々のために役立っているとの確信を表明している。

放送も、少数言語の保存に参加している。公共放送のスイス・ラジオ・テレビ放送(SRG)はグラウビュンデン州の人々に向け、毎日六時から二一時まで「ラジオ・ルマンチ」と呼ぶロマンス語の放送をおこなっている。調査によると、四人に一人が毎日この番組を聞いているという。

この少数語族向けの放送は、スイス国民の放送受信料によって賄われている。「メディアのあふれている今日の世界において、少数言語が生き残るためには、つねにその存在を知らせ続けることが重要な戦略となる」とSRGのチャスパー・ストウパンPR部長はいう。「放送番組などをつねに使い続けていかなければ、少数言語はただ文化的・歴史的に存在しているにすぎないものとなってしまう」のだという。

ドイツ語のテレビチャンネルでも週に三回、全国に向けてロマンス語で十分間の情報番組「テレガード」を放送しており、二十万人以上の人々がこれを見ているという。しかしその大部分の人はこの言葉を理解はしていないとみられている。人々はロマンス語がわからなくても、この言葉を愛しているのだという。「ラ・コティデアーナ」刊行の意味は大きいようだ。

(広瀬英彦 東洋大学教授)

中国、香港に空前の取材陣

台湾は返還祝賀ムードなし

七月一日、香港の主権返還（中国では「香港回歸」と言う）に際し、中国の各メディアは、大規模な取材陣を現地に送り込むとともに、慶祝を基調とする特集紙面、特別番組を制作した。

新聞出版報によると、六月二十日までに、中国の報道機関からは十五社約六百人の記者が香港入りした。中国にとつては空前の規模だ。主権返還式典などを取材するために世界各地から参集した記者は約八千人、大ざっぱにみて、一割弱が中国取材陣だったといえよう。

新華社は、ペン四十六人、カメラ二十四人、技術七人を香港に派遣、香港分社の記者らとあわせて百十五人で取材に当たった。また、北京で行われた祝賀行事取材にも四十数人の記者を配置した。

また、人民日報は、三月末には、すでに三十二人の取材団を組織、六月上旬には、北京での取材を担当する「後方部隊」二十八人を指名した。

繰り上げ進駐などで議論を呼んだ人民解放軍の機関紙、解放軍報は、二十人前後からなる視察団を派遣、六月二十四日から、「香港回歸特集面」を連続して掲載した。

光明日報は、返還当日、八ページの紙面すべて



を香港特別報道に割いた。同紙はまた、同日を期して創刊以来初めてとなるカラー印刷をスタートさせ、祝賀報道に花を添えた。

返還記念に「特別印刷」する新聞も目立った。上海の地方紙・解放日報は、一面と四面を印刷するインクにバラの香料をまぜて、「香報」と名付けた。「香港回歸の薫風全土にたなびく」のくう意だ。また、同じく上海の文匯報は、シルクに印刷した特別版を五千八百部限定発行した。

香港に近い大都市広州の広州日報は、九七年にちなんで九十七ページの大特集を組んだ。

「香港回歸」関連で独自連載した新聞は、主なものだけでも、人民日報、光明日報、経済日報、解放軍報、工人日報、中国青年報、法制日報、科技日報、中国婦女報、北京日報、南方日報、文匯報、浙江日報、黒竜江日報、海南日報、四川日報、寧夏日報、湖南日報、内蒙古日報などに及んだ。

なお、テレビに関しては、中央電視台が、返還式典および香港特別行政区成立・宣誓式などの模様をくまなく伝えたが、六月二十七日の広播電映電視部の指示を受けて、CATVを含む全国のテレビ局がこれを完全中継、放映した。

台湾でも、主要紙はみな返還を大きく扱った。新聞出版報によれば、取材で訪港した台湾記者は五百人。しかし、祝賀ムードはなく、一面の重点も、すぐに、懸案の「国内問題」である、憲法改正論議に移ってしまった。

コラムニスト、南方朔氏は、従来の返還関連報道を振り返って、「英米は、本心では返還を快く思っていない。『中国脅威論』も加わって、将来的に、香港の混乱は避けられないと思ってきた。

英米のマスコミもこのような色眼鏡をかけているので、彼らが見たいと思うものしか見えず、見たくないものは見えていない。西側はこのように香港を『誤読』してきたのだが、台湾の『誤読』はさらにひどい。われわれのメディアでは、これまで『赤色香江』とか『香港が共産党の手に落ちる』という主観的な報道が繰り返され、香港の安定を望む香港エリートに対しては、『親中派』のレッテルをはって来た。このような誤読と無理解の中で、台湾は、自らの立場を失い、香港という友、そして兄弟を失っていった」と批判している（『新新聞』五三八号）。

なお、返還式典に招待された台湾の要人は、海峡交流基金会董事長・辜振甫氏ら約六十人。人選には中国側の意向が強く働いたといわれる。

このうち、メディア関係者は、『新新聞』五三九号によれば、中国時報グループ董事長・余紀忠、同発行人・余建新、聯合報グループ董事長・王必成、世界論壇報創刊者/国民党中央委員・段宏俊、環球テレビ執行副総経理兼新聞副総監・周天瑞の五氏。余紀忠氏を除いて、みな参加したという。李登輝氏に近く、最近発行部数第一位を自称する自由時報の関係者が入っていないのは、意図してか否か。（木原正博「新聞協会編集部」）



談笑 = 同盟クラブ総会点描 =

(平成9年6月24日 日本プレスセンター)

調査会だより

新聞通信調査会は七月二十三日(水)午後一時半から同盟クラブで、岡本彰氏(共同通信社オゾンピック室次長)の講演会「ナガノ五輪 あれこれ」を開いた。同盟クラブはこの後、三時すぎから東京・有楽町のニユー・トーキョーで恒例の消夏生ビール会を開いた。参加者は七十七人。

【新住所】

344 春日部市南四一 一三二
(電) 四八一七三四一三五七八 宮島 豊喜

194 町田市東玉川学園一―二六―一

(電) 四二七―八―三八六 木村 五男

前川 治氏(元同盟通信大阪支社経済部員、元共同通信大阪支社企画委員)肺がんのため五月二十四日死去。七十八歳。喪主は養子友守氏。自宅は吹田市高城町四―一。

高橋 平治氏(元時事通信社証券部次長)じん不全のため六月二十四日死去。七十八歳。喪主は妻光子さん。自宅は東京都葛飾区高砂三―二―二。

虎ノ門句会

平成九年六月二十六日 同盟クラブ

主婦たちの小さな旅の夏帽子	義明
ほのぼのとする記事のあり梅雨晴間	〃
庭仕事古籐椅子にどっかりと	〃
神殿の奥よりすいと夏燕	まさお
石に座し青嶺を仰ぐ白き杖	〃
紫陽花の今朝はうす紅おてもやん	〃
献体を決め葉蕃椒煮つめをり	六郎
向日葵に天動説のあるらしく	〃
上州味噌付けまんじゅう麦の秋	〃
紫陽花の坂そのままに渚まで	博一
吊り橋の揺れて卯波の躍り立つ	〃
雪の下苔むす五輪塔飾る	〃
結願の札所吹きぬけ青嵐	易信

萩寺の花の中なる歡喜仏 易信
菖蒲田に人影まばら神の杜 〃

目次(八月号)

日本の慣行や税制も変容へ	八牧 浩行	1
署名で社会的責任明確に	田所 泉	4
補助金整理、合併促進提唱	堤 直秀	14
【メディア談話室】		
神戸須磨事件報道の問題点	権田 萬治	8
【プレスウオッチング】		
メディアの送るイメージ	前沢 猛	10
【放送時評】		
問われる民放の営業倫理	大森 幸男	12
【海外情報】		
記者も営業マインドを	佐々木謙一	7
誘拐的はジャーナリスト	高橋 実	17
初の日刊ロマンシュ語紙	広瀬 英彦	18
中国、香港に空前の取材陣	木原 正博	19
【調査会だより】		20

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人新聞通信調査会
(〒105) 東京都港区虎ノ門一―五―一六
電話(三)三五九三―一八二(代)
(晚翠ビル四階)
振替口座 二二―四―七三三六七番
印刷所 株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会1997